

答申第 1183 号

諮問第 1841 号

件名：特定事業者に対する指導内容の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 6 月 26 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 7 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象行政文書について

本件開示請求書の記載内容から、本件請求対象行政文書は、令和 3 年 9 月 21 日から本件開示請求の開示請求日である令和 7 年 6 月 26 日までの、都市・交通局都市総務課建設業・不動産業室（以下「担当課室」という。）が特定事業者 A 及び特定事業者 B に対して行った指導記録と解した。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 担当課室では、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 10 条の 2 第 4 項第 8 号において、宅地建物取引業に関する事務をつかさどることとされており、宅地建物取引業の免許業者に対する宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく指導・監督を行っている。

イ 本件開示請求は、特定事業者 A 及び特定事業者 B を名指しして、両者に対して担当課室が指導を行っていることを前提に本件請求対象行政文書の開示を求めるものであり、本件請求対象行政文書の存否を答えることは、特定事業者 A 及び特定事業者 B の両者に対して、担当課室が指導を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものといえる。

担当課室においては、宅地建物取引業法に基づき、宅建業者に対する指示、業務停止、免許取消等の処分や、指導、助言及び勧告といった行政指導等を行っているが、業務停止や免許取消等の処分の場合と異なり、通常、指導の対象となった特定の事業者の名称を公表することはない。

そのため、本件存否情報を明らかにすることは、特定事業者 A 及び特定事業者 B の業務において何らかの問題が生じているのではないかとの憶測を呼び、両者の社会的評価を低下させ、取引先との取引活動等において支障が生じるなど両者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 以上のことから、本件請求対象行政文書の存否自体の情報を答えることは、条例第 7 条第 3 号イに規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件請求対象行政文書について不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、担当課室が特定事業者 A 及び特定事業者 B に対して行った指導内容が記載された令和 3 年 9 月 21 日以降の文書であると認められる。

実施機関は、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7 条第 3 号イに規定する法人の事業活動情報を開示することとなるため、条例第 10 条の規定により存否応答拒否による不開示決定を行っていることから、その適否について以下検討する。

(2) 条例第 10 条該当性について

実施機関によれば、担当課室においては、宅地建物取引業法に基づき、宅建業者に対する指示、業務停止及び免許取消等の処分や、指導、助言及び勧告といった行政指導等を行っているが、業務停止や免許取消等の処分の場合と異なり、通常、指導の対象となった特定の事業者の名称を公表することはないとのことである。

本件開示請求は、特定事業者 A 及び特定事業者 B の両者に対して担当課室が指導を行っていることを前提に本件請求対象文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書の存否に関する情報を明らかにすることは、両者が担当課室から宅地建物取引業法に基づく指導を受けた事実の有無を明らかにすることとなることから、両者の社会的評価を低下させ、取引活動に支障を生じさせるなど、両者の権利、競争上の地位及びその他正当な利

益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 3 号イに規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 3 年 9 月 21 日以降の文章 都市総務課建設業・不動産業室が行った特定事業者 A 及び特定事業者 B に対して 2 度に渡るきびしい指導の内容の総て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 7 . 3 0	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 2 . 1 6 (第 721 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 3 . 2 4 (第 724 回 審査会)	審議
8 . 4 . 2 7	答申